

令和7年度 集団指導

足立区役所 介護保険課 事業者指導係

本日の流れ

- 1 指導及び監査について
- 2 運営指導における指導事例について
- 3 在宅、事業所における虐待
- 4 事故報告書について

1 指導及び監査について

1 根拠法令等

介護保険法

第23条、第42条、第42条の3、第45条、第47条、第49条、第54条、第54条の3、第57条、第59条、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の27、第115条の33及び45の7、ほか。

各運営基準

省令・告示・通知

2 指導の目的

1 行政指導（集団指導・運営指導）



2 介護サービス事業者等の支援

- ①介護給付等対象サービスの取り扱い
- ②介護報酬の請求

周知の徹底



3 サービスの質の確保
保険給付の適正化

3 指導の形態

(1) 集団指導（一斉に行われる行政指導）

⇒講習開催・オンライン開催・動画開催・書面開催等

(2) 運営指導（原則、実地で行われる行政指導）

ア 一般指導：区が単独で行う指導

イ 合同指導：区が厚生労働省や東京都等と合同で行う指導

4 運営指導対象事業所の選定

- (1) 実施頻度や個別事由を勘案し、毎年度実施計画を作成して選定
- (2) その他に特に指導を要すると認められる介護サービス事業者等を選定

5 運営指導の流れ

令和7年10月16日を指導日とした場合の例

9月16日

【約1か月前】

実施通知送付
+ 電話連絡



10月9日

【1週間前】

事前提出書類
提出期限

10月16日

【指導日】

運営指導
講評



12月16日

【指導日から
1～2か月後】

結果通知送付

1月15日

【結果通知到着
から30日以内】
改善報告書提出
※文書指摘が
ある場合



6 事前提出書類

※指導日の1週間前（午前中）までに提出（窓口または郵送）

※事前に以下の資料を提出いただくことで当日の指導を円滑に行う

名簿兼勤務表（指定の様式により作成）

運営規程

重要事項説明書

契約書の様式



7 当日準備する書類

人員関係、運営関係、介護報酬関係の書類を確認します。書類が揃っていない場合、指導に支障が出るので、不足がないように準備しておいてください。

人員関係

- a 出勤簿又はタイムカード等
- b 資格証明書等
- c 雇用契約書又は労働条件通知書等（雇入通知書）
- d 履歴書等

運営関係

- A 重要事項説明書・契約書
- B 利用者のサービス計画・
サービス提供記録（領収証控）等
- C 月ごとの勤務表
- D 研修関係の書類
- E ハラスメント等の方針
- F 秘密保持等
- G 業務継続計画等
- H 衛生管理等
- I 苦情処理
- J 事故発生時の対応
- K 身体的拘束等の関係書類
- L 高齢者の虐待防止措置
- M その他（平面図・届出関係）

介護報酬関係・その他

- a 磁気媒体請求送付書又は給付管理票総括票
- b 給付管理票
- c 介護給付費明細書
- d 加算に関する記録及び確認資料等
- e 利用者一覧表（事業所の既存の書類）

8 当日の流れ

指導の流れの
説明



書類確認等



講評

通常午前 9 時 3 0 分～午後 4 時（進行状況により変動）
※職員 3 人程度で実施

人員基準、運営基準、介護報酬関係等について
関係者へのヒアリングと並行

当日の指導結果として改善を求める事項や評価できる
事項について説明（講評）

9 注意点とお願い

- (1) 当日確認書類の準備、自己点検票による基準適合性の自主点検
- (2) 必要に応じて指導対象期間 **(原則、過去1年間)** 以前に遡って
の書類提出
- (3) 必要に応じてパソコン等にデータで保管されている書類の印刷
- (4) 改善報告書を提出する際の事前連絡

10 監査について

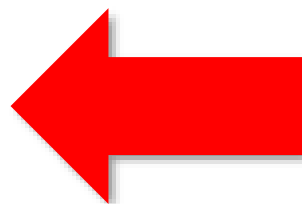
(1) 監査の選定基準

人員、施設設備、運営基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがある場合

介護報酬請求について不正又は不正の疑いがある場合

不正の手段による指定等又はその疑いがある場合

高齢者虐待等がある
又はその疑いがある場合



(2) 監査の実施方針

- 事実関係を的確に把握する
- 公正かつ適切な措置を行う

(3) 監査の処分等

監査の結果として、以下の処分を行う場合がある

① 勧告

- ・ 基準を遵守すべきことを勧告する

期限内に
勧告に係る措置
を取らない場合、
その旨を公表

② 命令

- ・ 基準を遵守するよう命令を行う

命令した旨を
公示しなければ
ならない

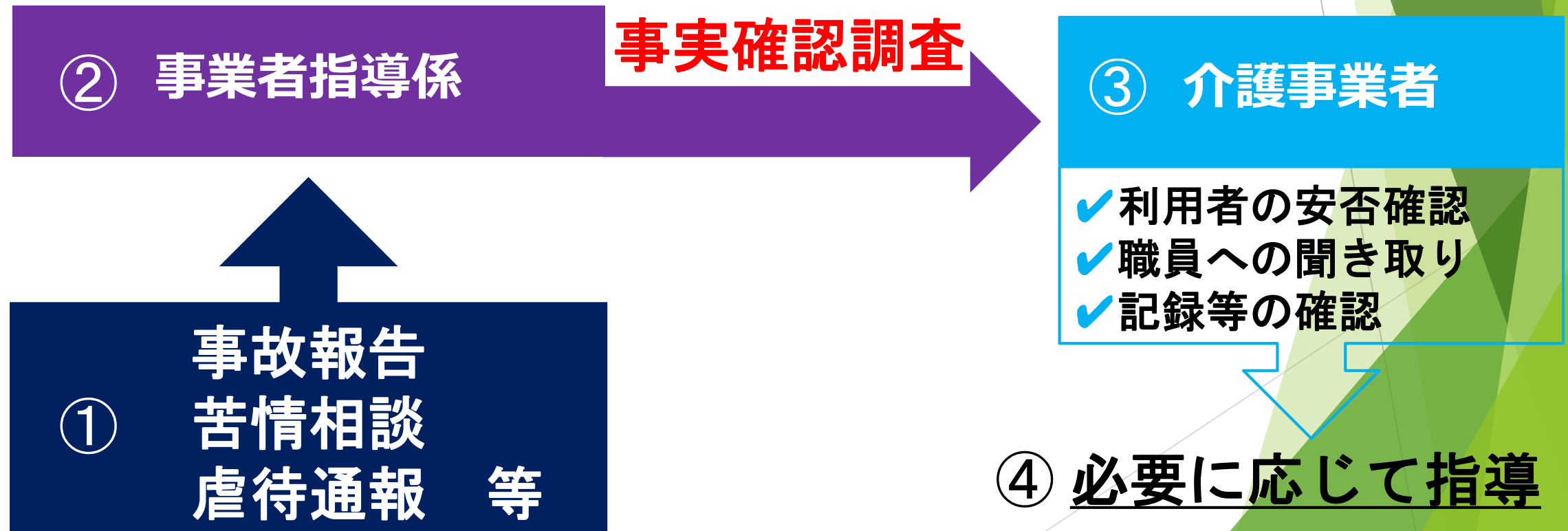
③ 効力停止

- ・ 新規受け入れ
停止等

④ 指定取消

11 その他(事実確認調査)

通報等の内容が、事実なのか区が確認し、
必要に応じて指導を行う



2 運営指導における 指導事例について

* 運営指導の目的は2つ *

サービスの質の確保



利用者が安心して質の高い
介護サービスを受けているか

保険給付の適正化



正しく介護報酬を請求
しているか



【根拠法令】

- ・ 法 「介護保険法」
- ・ 則 「介護保険法施行規則」
- ・ 運営基準 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」
(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)
- ・ 解釈通知 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
(平成18年3月31日老計発0331004号、老振発0331004号、老老発0331017号)
- ・ 算定基準 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
- ・ 厚告94号 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」
(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
- ・ 厚告95号 「厚生労働大臣が定める基準」
(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
- ・ 厚告96号 「厚生労働大臣が定める施設基準」
(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
- ・ 留意事項 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護
予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
(平成18年3月31日老計発0331005号、老振発0331005号、老老発0331018号)



【指導の種類】

文書指摘	運営基準、関係法令等の違反が認められた場合、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導すること。 ※改善状況についての報告が必要となります。
口頭指導	運営基準、関係法令等の違反が認められるが、違反の程度が軽微なであり、文書による指導を行わずとも改善が見込める場合に口頭により指導すること。 指導事項に対する改善措置は必要となりますが、改善状況の報告をする必要はありません。
助言	運営基準、関係法令等の違反ではないが、居宅介護支援事業の運営に資すると考えられる事項について助言を行うこと。 努力義務であり改善義務はありません。



運営指導における主な指摘・指導事項の解説

(1) 変更の届出



指摘事項

必要な届け出を行っていない。

よくある事例

①運営規程の変更を届出していない。

(法第78条の5第1項、則第131条の13第1項第5号)

☞運営規程に定めなければならない項目が不足している場合は、適正に定めた上で、変更の届出が必要。

②高齢者虐待防止未実施減算について、必要な措置を講じていないが「基準型」で届出を行っている。

(厚告126号、留意事項について第1の5)

☞高齢者虐待防止のための措置を講じていない場合は「減算型」での届出が必要になります。改めて適切な措置が講じられているかご確認ください。

(2) 人員基準について

■管理者 指導事項

管理者の配置が確認できない時期がある。

(省令第64条、基準について第3の四の2の(2))

よくある事例

①管理者が長期間休職して配置がない期間がある。

☞ 指定小規模多機能居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

☞ 管理者には責務として

①従業者及び業務の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと

②従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うことが定められているため、適切に管理者の責務を果たすことが出来るよう配置が必要である。

■管理者

管理者の兼務について

管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者でなければならないが、以下の場合、他の職務を兼ねることができる。

- ① 当該小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事する場合
- ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

☞この場合であっても、管理すべき事業所数が過剰である場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。

足立区では、同一法人内での兼務は「3つ」までとしています。兼務が過剰にならないようご注意ください。

(3) 設備に関する基準について

■設備及び備品等

指導事項

専ら当該小規模多機能型居宅介護の事業の用に供する設備でない。

(省令第67条第3項、基準について第3の四の3の(2)(第3の二の二の2の(1)参照)

よくある事例

併設する他事業所の出入り口を使用し、届出と異なる出入り口を使用している。

☞小規模多機能居宅介護の事業の設備(居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消防設備その他非常災害に際して必要な設備及び備品)は、専ら当該小規模多機能型居宅介護の事業のように供するものでなければならない。

東京都の地域密着型サービス等整備費補助制度を活用の場合には、
『他の施設と併設の場合には、独立した出入口が設けられていること』が
審査基準になっています。補助制度活用されている場合はご注意ください。

(4) 運営に関する基準について

■ 利用料の受領

指導事項

領収証を交付していない。

（法第42条の2第9項（第41条第8項準用）、則第65条の5（第65条準用））

よくある事例

領収証の発行を事務職員が失念し、利用者へ交付をしていない。

- ☛ 介護サービス利用料、その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際には領収証を交付しなければなりません。
引き落としのため領収証を交付しないことや、希望者のみの交付は適切ではありません。支払いを受けた全ての利用者へ交付しなければならない。



■居宅サービス計画の作成

指導事項

居宅サービス計画に必要なサービスの位置づけがない。

(省令第74条第2項、基準について第3の四の(6)の②)

よくある事例

- ①訪問サービスにより通院介助を行っているが、居宅サービス計画に位置づけがない。
- ②口腔衛生目的で歯科往診を位置づけ、医療ではなく居宅療養管理指導の給付を受けているが居宅サービス計画に介護保険での位置づけがない。

👉登録者の居宅サービス計画は、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が作成することとなる。
作成に当たっては、居宅介護支援の基準に沿って行うものとする。

アセスメントによって抽出された「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」を解決するために適切なサービスを検討し、必要なサービスについては、居宅サービス計画に位置づけるようにしてください。

■小規模多機能型居宅介護計画の作成

指導事項

小規模多機能型居宅介護計画を適正に作成していない。

(省令第77条第2項、基準について第3の四の(9)の②)

よくある事例

- ①小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたり、地域活動等への参加の提供がなく、多様な活動が確保されていない。

- ☛介護支援専門員は小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。
- ☛「多様な活動」とは地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業など利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものである。



■小規模多機能型居宅介護計画の作成

指導事項

小規模多機能型居宅介護計画を適正に作成していない。

よくある事例

- ②小規模多機能型居宅介護計画に、個々の利用者に必要なサービス内容等の記載がない。

(省令第77条第3項、基準について第3の四の(9)の③)

☛介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。

運営規程に必要な項目が不足している。

(省令第81条、基準について第3の四の4の(13)の①(第3の一の4の(21))

よくある事例

営業日及び営業時間、事業の実施地域、虐待防止のための措置に関する事項、緊急時等における対応方法が記載されていない。

小規模多機能型居宅介護事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待防止のための措置に関する。

改めて運営規程をご確認いただき、必要な項目が定められているかご確認ください。

■サービス提供の記録

指導事項

サービス提供の記録が適正に記載されていない。

(省令第88条(第3条の18第2項準用)、基準について第3の四の4の(24)(第3の一の4の(12)の②参照))

よくある事例

通い・訪問・泊りのサービス提供記録が適正に記録されていない。

☛ サービスを提供した際には、その提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録する。

通いのサービスの前に訪問サービスを提供しているが、記録に残していないことが見受けられますので、適切にサービス提供記録をしてください。

サービス提供記録は算定の根拠となるため適切に記録していただくようお願いいたします。



■秘密保持等

指導事項

必要な家族から個人情報使用の同意を得ていない。

(省令第88条(第3条の33第3項準用)、基準について第3の四の3の(24)(第3の一の4の(26)の③参照))

利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければなりません。

- ☛ 事業所職員がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員やその他サービスの担当者と共有するためには、あらかじめ文書により利用者又はその家族から同意を得ておかなければならない。
- ☛ サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。



■ 苦情処理

指導事項

苦情相談窓口の掲示を行っていない。

(省令第88条(第3条の36第1項準用)、基準について第3の四の4の(24)(第3の一の4の(28)の①参照)

- ☛ 小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。
- ☛ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等になります。

※足立区では苦情相談窓口として以下に記載する4か所の窓口を掲示していただくようお願いしています。

事業所の連絡先	00-0000-0000
足立区介護保険課事業者指導係	03-3880-5111 (代)
基幹地域包括支援センター	03-6807-2460
東京都国民健康保健団体連合会 介護福祉部苦情相談窓口	03-6238-0177



■虐待の防止

指導事項

虐待防止のための措置を講じていない。

(省令第88条(第3条の38の二準用)、基準について第3の四の4の(24)(第3の四の4の(22)(第3の一の4の(31)参照)))

よくある事例

①虐待防止のための委員会を開催していない。また委員会での検討内容が不足している。

- ☛虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会として、委員の責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要となります。

* 虐待防止検討委員会で検討すべき内容 *

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

委員会で検討し得た結果は、従業者に周知徹底を図る必要があります。



■虐待の防止

よくある事例

②虐待防止のための指針を作成していない、また、内容が不足している。

* 虐待の防止のための指針に盛り込むべき内容 *

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

☞ 指針の内容も事業所内で周知しましょう。



③虐待の防止のための研修を実施していない、または受講させていない。

- ☞ 研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。
 - ・ 指針に基づいた研修プログラムを作成すること。
 - ・ 定期的（年1回以上）な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること。
 - ・ 研修の実施内容について記録すること。

■管理者の責務

指導事項

管理者が従業者に必要な規定を遵守させるための指揮命令を行っていない。

(省令第88条(第28条第2項準用、基準について第3の四の4の(24)(第3の二の二の3の(4)参照))

よくある事例

- ①従業者が計画書等自宅へ持ち帰っている。
- ②提供したサービスの記録が正しく行われていない。

☞管理者は、従業者の管理及び小規模多機能型居宅介護の利用に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
また、管理者は、事業所の従業者に対し運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。



■勤務体制の確保

指導事項

勤務表の作成に不備が見られる。

(省令第88条(第30条第1項)、基準について第3の四の4の(24)(第3の二の二の3の(6)の①参照)

よくある事例

月毎の勤務表は作成されているが、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係、職種別の配置時間が不明確。

☞適正な人員配置をしていることを明確にするために、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係、職種別の配置時間を明確にした勤務予定表を毎月作成していただくようお願いいたします。



■勤務体制の確保

指導事項

無資格者の従業者に対し認知症基礎研修の受講をさせるための措置を講じていない。

(省令第88条(第30条第3項)、基準について第3の四の4の(24)(第3の二の二の3の(6)の③参照))

☞小規模多機能型居宅介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければなりません。

介護資格及び医療関係の資格を有していないものには認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる必要があります。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修過程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師となります。



■勤務体制の確保

(令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和6年3月15日))

(問157) 訪問介護（ヘルパー）研修3級課程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格については、受講義務付けの対象外か。

(回答) 訪問介護（ヘルパー）研修3級課程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格ともに、受講義務付けの対象となる。

(問159) 当該研修を受講していない者雇用も問題ないか。その際、運営基準違反にあたるのか。

(回答) 当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものでなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けされているのである。したがって、介護に直接携わる職員として研修を受講していないものを雇用する場合でも、運営基準違反には当たらない。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けに関しては、採用後1年間の猶予期間を設けている。



■勤務体制の確保

(令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和6年3月15日))

(問157) 訪問介護（ヘルパー）研修3級課程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格については、受講義務付けの対象外か。

(回答) 訪問介護（ヘルパー）研修3級課程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格ともに、受講義務付けの対象となる。

(問159) 当該研修を受講していな者雇用も問題ないか。その際、運営基準違反にあたるのか。

(回答) 当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものでなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講ずる事業者が、介護に直接携わる職員として研修を受講していただくこととなる。当たらない。なお、新卒採用、中途採用を問わず、介護に直接携わる職員として研修を受講していただくこととなる。従業者に関する義務付けに関しては、採用後

利用者に係る従業者全て対象となるため、生活相談員の資格を今一度ご確認ください。

※東京都では、生活相談員も介護に直接携わる職員としています。



■勤務体制の確保

指導事項

ハラスメント対策やハラスメント防止のための方針を明確化していない。

(省令第88条(第30条第4項)、基準について第3の四の4の(24)(第3の二の二の3の(6)の④(第3の一の4の(22)の⑥参照))

小規模多機能型居宅介護事業者は、適切な小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止（ハラスメント防止）するための方針の明確化その他必要な措置を講じなければなりません。

👉厚生労働省ホームページ <介護現場におけるハラスメント対策>
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) を参照いただき適切な対策、方針を明確にしてください。

指導事項

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための**対策を検討する委員会を開催していない。**
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための**指針を整備していない。**
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練を定期的**
に実施していない。(省令第88条(第33条第2項)、基準について第3の四の4の(17)第三の二の二の3の(9)の②))

☛感染対策委員会は、事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。

☛当該事業所の、平常時・感染症発生時の対応を規定した指針を作成してください。

- ・平常時の対策…事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
- ・発生時の対応…発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等の関係機関との連携、行政等への報告、発生時における事業所内の連絡体制や上記関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要

☛感染症対策の基礎的内容等の適切な知識を、普及・啓発するとともに、事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアを励行するため、研修は定期的の実施し、内容について記録してください。

☛訓練は、実際に感染症が発症した場合を想定し、定期的の実施し、記録してください。

■事故発生時の対応

指導事項

区へ報告が必要な事例について報告されていない。

(省令第88条(第3条の38第1項準用)、基準について第3の四の4の(24)(第3の一の4の(30)の①参照)、令和4年9月12日付4足福介発第2509号「足立区介護保険事業における事故発生時の報告取扱い要領」、「事故報告書提出の際の注意点」)

- ・小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護事業者の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、居宅介護支援事業者へ連絡を行い、必要な措置を講じなければなりません。
 - ・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する必要があります。
 - ・サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければなりません。
- 小規模多機能型居宅介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、上記に準じた必要な措置を講じなければなりません。

事故報告書は足立区ホームページよりダウンロード可能です。下記ご参照ください。

足立区ホームページ

メニュー> 区政情報> 申請書ダウンロード> 税・保険> 介護保険> 事業者指導係

【掲載データ】

○事故発生時の報告取扱い要領 ○事故報告書様式第1号・第2号 ○事故報告書提出の際の注意点
(<https://www.city.adachi.tokyo.jp/on-line/shinsesho/kaigohoken.html>)

■業務継続計画の策定等

指導事項

業務継続計画の策定に不備が見られる。

業務を継続するために必要な研修及び訓練を実施していない。

(省令第88条(第3条の30の2準用)、基準について第3の四の4の(15)(第3の二の二の3の(7) 参照))

- ☛ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画を策定するとともに、当該計画に従い、全ての従業員に対して必要な研修及び訓練を実施しなければなりません。

業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。

- イ 感染症に係る業務継続計画
 - a 平時からの備え（体制構築・整備・感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - b 初動対応
 - c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
- ロ 災害に係る業務継続計画
 - a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - c 他施設及び地域との連携

- ☛ 研修及び訓練について、感染症や災害が発生した場合において迅速に対応できるよう業務継続計画に基づき、定期的の実施し記録してください。

■業務継続計画の策定等

指導事項

業務継続計画の策定に不備が見られる。

業務を継続するために必要な研修及び訓練を実施していない。

(省令第88条(第3条の30の2準用)、基準について第3の四の4の(15)(第3の二の二の3の(7) 参照))

- ☛ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画を策定するとともに、当該計画に従い、全ての従業員に対して必要な研修及び訓練を実施しなければなりません。

新型コロナに限定しない。
様々な感染症を想定してください！

業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。

イ 感染症に係る業務継続計画

a 平時からの備え（体制構築・整備・感染症防止に向けた取組の実施 備蓄品の確保等）

ロ

感染症に係る業務継続計画並びに感染症予防及びまん延防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には一体的に策定することとして差し支えない。

b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）

c 他施設及び地域との連携

- ☛ 研修及び訓練について、感染症や災害が発生した場合において迅速に対応できるよう業務継続計画に基づき、定期的の実施し記録してください。

■ 掲示

指導事項

事業所に重要事項を掲示していない。

重要事項をウェブサイトに掲載していない。

(省令第88条(第3条の32準用)、基準について第3の四の4の(24)(第三の一の4の(25)参照))

👁️ 小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要(重要事項説明書)を掲示しなければなりません。

また、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければなりません。

令和7年4月1日より義務化されているため、改めて基準を確認いただき、適切な措置を講じてください。
ウェブサイトへの掲載は法人のホームページや介護サービス情報公表システムをご活用ください。

(5) 介護給付費の算定及び取扱い



■小規模多機能型居宅介護費

指導事項

同一建物に居住する物に対し、その所定単位数を算定していない。

(厚告126号別表4の注2、留意事項について第二の5の(1)の②)

- ☛ 事業所と同一建物に居住する者に対してサービス提供する場合、「同一建物に居住する者に対して行う場合」の単位数で算定する。
- ☛ 「同一建物」とは、当該小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

■高齢者虐待防止措置未実施減算について

指導事項

虐待防止のための措置を適切に講じていないため、高齢者虐待防止措置未実施減算に該当する。

(厚告126号別表4の注5、厚告95号第五十四号の三、留意事項について第二の5の(4)(第二の2の(5)準用)

- 【単位数】 ・ 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
- ・ 措置を講じていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を区市町村長に提出した後、事実が生じた月の翌月から3月後に改善状況を報告する。

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで利用者全員について所定単位数から減算となる

【要件等】

- 省令第三十七条及び第六一条(第三条の三八の二準用)の規定する基準に適合していない場合
- ⇒令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和6年3月15日)

問167 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するためのすべての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていないなければ減算の適用となるのか。

(答) 減算の適用となる。

なお、全ての措置の一つでも講じられていないければ減算となることに留意すること。



よくある事例

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
- ②虐待の防止のための指針を整備していない。
- ③虐待の防止のための研修を定期的 to 実施していない。

**まずは速やかに
改善計画の提出を！**

小規模多機能型居宅介護については、令和6年4月15日までに「高齢者虐待防止措置の実施の有無」や「業務継続計画策定の有無」について、「通常型」として算定される場合には届け出をされていることと思います。

措置の実施を行っているということで通常型を算定されていたにも関わらず、運営指導等で確認をした際に高齢者虐待防止の措置を実施していない場合は、虚偽の申告となりますので改めてご確認ください。

■サービス提供が過少である場合の減算について

指導事項

登録者一人当たりの平均回数が、週4回に満たない場合の算定を適正に行っていない。

(厚告126号別表4の注7、留意事項について第二の5の(6))

よくある事例

登録者一人当たりの平均回数を計算した記録がなく、算定の根拠が不明確。

「登録者1人当たり平均回数」は、歴月ごとに以下のイからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定するものとする。

イ 通いサービス

1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。

ロ 訪問サービス

1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

ハ 宿泊サービス

宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。

■認知症加算

指導事項

認知症加算の算定要件を満たしていない。

(厚告126号別表4の二、厚告94号第三十八号、厚告95号第五十四号の五、留意事項について第二の5(10))

よくある事例

日常生活自立度のランクが記載なく算定の根拠が不明確。

【厚生労働大臣が定める登録者(厚告94号第三十八号)】

イ 認知症加算 (Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

ロ 認知症加算 (Ⅳ)

要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの

【認知症加算について(留意事項について第二の5(10))】

- ① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとする。
- ② 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指すものとする。



■認知症加算

指導事項

認知症加算の算定要件を満たしていない。

(厚告126号別表4の二、厚告94号第三十八号、厚告95号第五十四号の五、留意事項について第二の5(10))

よくある事例

日常生活自立度のランクが記載なく算定の根拠が不明確。

【厚生労働大臣が定める登録者(厚告94号第三十八号)】

イ 認知症加算 (Ⅰ)、(Ⅱ)
日常生活に支障を来すお

ロ 認知症加算 (Ⅳ)
要介護状態区分が要介護

【認知症加算について(留意

① 「日常生活に支障を来す
日常生活自立度ランクⅢ、

② 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指すものとする。

日常生活自立度については、医師の判定結果又は主治医意見書等でご確認ください。

医師の判定結果は、判定した医師名、判定日とともに、居宅サービス計画書又は小規模多機能型居宅介護計画書に記載するなどし、算定根拠を明確にしてください。



■看護職員配置加算

指導事項

看護職員配置加算の算定要件を満たしていない。

(厚告126号別表4のトの注、厚告96号第二十九号)

よくある事例

①看護職員配置加算の算定要件である配置看護師・准看護師が、専従でなく介護職員を兼務している。

☛専ら小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師・准看護師を1名以上配置していることが算定要件となります。

【H21.3.23事務連絡 介護保険最新情報vol.69】

（問126）看護師資格を有する管理者については、看護職員配置加算の要件である常勤かつ専従を満たすこととして、加算を算定することは可能か。

（答）指定基準等においては、看護職員の配置は常勤要件とはされていない。一方、看護職員配置加算は、利用者ニーズへの対応を図るため、常勤かつ専従を要件として創設されたものであることから、お尋ねのような場合についての加算の算定は認められない。

②看護職員配置加算(Ⅲ)の算定要件である看護師を常勤換算方法で1名以上配置していることが確認できない。

☛看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していることが算定要件となります。

■訪問体制強化加算

指導事項

訪問体制強化加算の算定要件を満たしていない。

(厚告126号別表4のりの注、厚告95号第五十五号のロ、留意事項について第二の5の(14))

よくある事例

- ①算定日が属する月における提供回数について、延べ訪問回数が1月当たり200回以上であることが確認できない。

☛通いのサービス前後に訪問サービスが入っているが自宅内でのサービスではなく訪問回数に含むことが出来ない事例が見られました。

サービス提供回数の合計数には「サービス提供が過少である場合の減算」における訪問サービスの算定方法と同様の方法によって算定することとなっています。

同資料【サービス提供が過少である場合の減算について】のページを合わせてご確認ください。

■総合マネジメント体制強化加算

指導事項

総合マネジメント体制強化加算の算定要件を満たしていない。

(厚告126号別表4のヌの注(2)、厚告95号第五十六号、留意事項について第二の5の(15))

よくある事例

- ①多職種協働により小規模多機能型居宅介護計画の作成・見直しを行っていない。
- ②地域の行事や活動等に参加をしていない。

ア 小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。

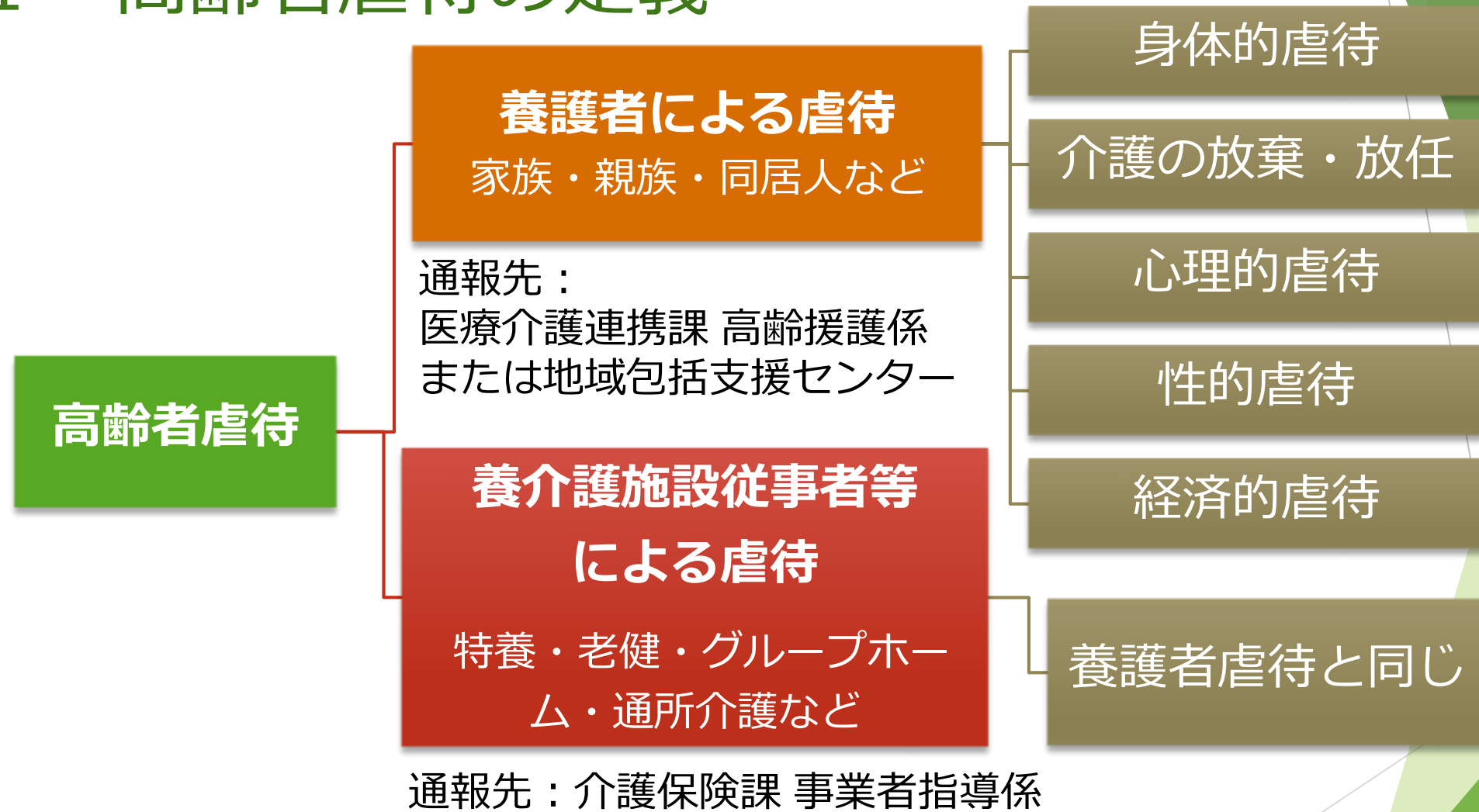
イ 日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。

(地域の行事や活動の例)

- ・登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起こし、地域住民や市町村等とともに解決する取組（行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等）
- ・登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組（登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等）

3 在宅及び介護サービス 事業所等における虐待 について

1 高齢者虐待の定義



高齢者虐待防止法 第二条第4項・5項

2 従事者虐待の類型

虐待の類型	具体例
身体的虐待	暴力、緊急やむを得ない場合以外の身体的拘束など
介護・世話の放棄・放任	必要な介護をしない 虐待を通報しない など
心理的虐待	暴言、脅し、無視など
性的虐待	わいせつな行為など
経済的虐待	同意なく財産を使う、窃盗など

高齢者虐待防止法 第二条第5項

従事者虐待・養護者虐待ともに…

通報義務があります (包括及び行政へ)

養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。
【高齢者虐待防止法第21条第1項】

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。【高齢者虐待防止法第7条第1項】



3 介護従事者が加虐者になりうる事例

- 自宅つなぎ服を使用し、ヘルパーが脱ぎ着を介助。また、つなぎ服を着たままデイサービス利用。いずれの事業所でも三要件の検討なし。
- 利用者や家族から「スタッフに頭を叩かれた」「お金を盗まれた」などの訴えがある。
- 介護サービス事業者が介入しているにも関わらず、家や自身の清潔が保たれていない。
- 玄関や部屋に外から鍵をかけて出られないようにしている。
- ベッドから転落リスクがあり四点柵を使用しているが、事業所内の委員会等で緊急やむを得ない三要件に該当するか具体的に検討していない。
- 施設入居者が家族に「夜眠れなくなるから昼寝させてくれない」と訴えている。
- 本人の行動を制限する目的で、薬を過剰に服用させる。
- 職員が利用者に対して、叱りつけるような強い言葉使いをしている。



4 身体的拘束をどうとらえるか

Bさん（女性） 84歳 要介護3

【ADL】歩行：見守り～一部介助 排泄：一部介助 食事：自立

【既往歴】アルツハイマー型認知症（Ⅱb）、変形性膝関節症

Bさんは小規模多機能型居宅介護を利用し、日中は「通い」、週に2回「泊まり」、必要時に「訪問」を組み合わせ生活している。

夕方から夜間にかけて落ち着きがなくなり「家に帰らなきゃ」「娘が迎えに来る」と繰り返し訴え出入口付近を行き来する様子が見られる。泊まり利用時、夜間に一人で外に出ようとしたことがあり、現場職員が心配して対応を検討した。

その結果、夕方、出入口に近づくと職員が「今は夜だから戻りましょう」と声を掛けています。夜間は、Bさんの居室のベッド柵を四方に設置している。これらの対応について、身体的拘束適正化委員会での検討は特に行っていない。



4 身体的拘束をどうとらえるか（続き）

Bさんに対する事業所の対応の問題点は何でしょうか

- 四点柵使用は身体的拘束に該当する
- 代替手段を検討していない
- 現場職員の判断だけで、事業所としての検討が行われていない



5 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の 三要件

- 切迫性** : 本人や他者の生命や身体に差し迫った危険がある状態か
非代替性 : 身体的拘束以外に他に方法がないか
一時性 : 身体的拘束が必要最小限の期間に限られているか

3つの要件を満たすことを組織として慎重に検討・手続きし、具体的に記録することが必要。実施する場合、その態様、時間、利用者の心身の状況を記録しなければならない

- 【小規模多機能】 運営基準第73条第五～七号、基準についての第三の四の4の(5)の③～⑥
【看護小規模多機能】 運営基準第177条第五～七号、基準についての第三の八の4の(1)の③～⑥

「少しの時間だけだから」「転倒するかもしれないから」
「前からずっとしているから」
→これらは、三要件を満たす根拠とはいえない
適正な手順を踏んでいない身体拘束は**身体的虐待**に該当する
可能性がある



6 高齢者虐待防止の推進に関する義務

項目	義務と具体的な措置
運営規程	「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること
虐待防止措置 ※未実施減算あり	1 虐待防止対策を検討する委員会の定期的開催・周知徹底
	2 虐待防止に関する指針の整備
	3 虐待防止のための定期的な研修実施
	4 虐待防止措置の担当者設置

【定期巡回・随時対応型】

運営基準第3条の29、基準について第三の一の4の(21)

運営基準第3条の38の2、基準について第三の一の4の(31)

【夜間対応型】

運営基準第14条、基準についての第三の二の4の(5)

運営基準第18条（第3条の38の2準用）、基準についての第三の二の4の(10)（第三の一の4の(31)参照）

7 身体的拘束適正化措置に関する義務

項目	義務と具体的な措置
●小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ●看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ※R 7年度より、身体拘束廃止未実施減算の適用あり	1 緊急やむを得ない場合を除く身体的拘束の禁止。実施する場合の記録と保存
	2 身体的拘束適正化を図るための委員会の定期的開催・周知徹底
	3 身体的拘束適正化に関する指針の整備
	4 身体的拘束適正化のための定期的な研修実施



【小規模多機能】 運営基準第73条第五～七号、基準についての第三の四の4の(5)の③～⑥

【看護小規模多機能】 運営基準第177条第五～七号、基準についての第三の八の4の(1)の③～⑥

5 事故報告書について



1 事故報告書の提出について

(1) 提出における留意点

- ア 報告種別に☒ (第一報、第○報、最終報)
※第一報時点で完結している場合は、第一報と最終報に☒。
※電話での連絡は第一報に入らない。
- イ 提出方法：郵送又は、介護保険課の窓口を持参
※FAX・Eメールは不可
- ウ 保険者が足立区以外の場合は、該当区市町村にも事故報告を行ってください。

緊急を要するものは、報告書提出の前に電話で仮報告を行ってください

(2) 様式第2号（事故当事者一覧）について

同一事故で複数名の報告が必要になった場合に提出してください。

例) 感染症、交通事故など

※提出にあたっては、**代表者1名を様式第1号に記入**し、
それ以外の利用者は様式第2号に必要事項を記入してください。



・データの閲覧方法

足立区公式ホームページ（URL：<http://www.city.adachi.tokyo.jp>）

＞メニュー＞区政情報＞申請書ダウンロード＞税・保険＞介護保険＞事業者指導係

(3) 最終報告について

ア 事故の原因分析、再発防止策欄は**最終報**までに必ず記載
※最終報で記載がない場合、**再提出**を依頼する場合があります。

イ 事故報告書の最終報告未提出がないかを確認し、
作成していないものがあれば提出をお願いいたします。

※令和6年度に発生した事故で最終報未提出のものが
約300件程度あります。

(4) 事故の原因分析と再発防止策

ア 事故の原因分析

◎調査中

→**空欄にせず、その旨を記入。**(※最終報までには結果を記入)

◎原因の特定が困難

→**空欄にせず、推測される原因を記入。**

※感染症が発生したが、感染経路が不明で推測も困難であれば、その旨を記載してください。

【例】職員やご家族、他利用者の感染もないため、感染経路不明



イ 再発防止策

◎利用者が死亡した場合

→他の利用者が同じような事故に遭わないようにという
再発防止の観点からの記入。

◎一見不可抗力と思われる事故（感染症等）

→事業所全体の体制を見直す等をして、再発防止策を検討した上で記入。



(6) 新型コロナウイルス感染症の報告について

電話による至急報は不要。引き続き、1名でも事故報告書の提出は必要。

以下のいずれかに該当の場合、電話による至急報および保健所への連絡が必要

- ① 同一事業所内で死亡者または重篤者が一週間に2名以上発生した場合。
- ② 同一感染源から10人以上または全利用者数の半数以上が発症した場合。
- ③ 上記に該当しない場合であっても、集団感染が疑われ、施設長が報告を必要と認めた場合。

※その他、疥癬などの感染症も1名でも事故報告の提出が必要です。

(7) その他感染症の報告について

感染症名	報告条件
㊦～㊩の <u>いずれかに該当</u> している → 保健所への報告対象	
① インフルエンザ	㊦ <u>死亡者</u> が発生 ㊧ <u>入院患者</u> が7日間に2名以上発生 ㊨ <u>り患者</u> が7日間に10名以上発生 （小規模施設の場合は全利用者の半数以上） ㊩上記に該当しない場合であっても、集団発生が疑われる場合。 （施設長が報告を必要と認めた場合）
② その他感染症 （結核・インフル・コロナ・感染性胃腸炎・麻疹・風疹以外）	㊦ <u>死亡者又は重篤患者</u> が1週間内に2名以上 ㊧同一感染源から10名以上の発生 （小規模施設の場合は全利用者の半数以上） ㊨通常の発生動向を上回る感染症発生



感染症名	報告条件
感染性胃腸炎で、 <u>㉠～㉣の全てに該当</u> している → 保健所への報告対象	
③ 感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ等)	㉠感染性胃腸炎として1名以上、 病原体(ノロ、ロタ等)が確定 (キット検査等を含む) ㉡有症状者が10名以上発生 ㉣令和6年9月2日以降に発生

(8) 身体拘束をしている場合

◎ 緊急やむを得ない身体拘束を行っている場合 事故報告に併せて記載いただきたい事項

ア 身体拘束適正化に必要な手続きの有無の記載

イ どのような手続きを行ったのか（箇条書き）

（例）・家族の同意済み等

※身体拘束をしている＝事故報告書の提出ではありません。

2 提出漏れが多い事故

- ▶ (1) 個人情報^{流出}
- ▶ (2) 発生した事故とサービス事業所との
因果関係が不明な場合
- ▶ (3) 送迎中に利用者^{が乗車}している場合に
交通事故が発生したもの
- ▶ (4) 事故に関して苦情^{の申し立て}を受けた場合
- ▶ (5) 金銭トラブル^{、サービスの穴抜け}



3 要配慮個人情報とは・・・？

- ✓ 人種
- ✓ 信条
- ✓ 社会的身分
- ✓ 病歴
- ✓ 健康診断の結果
- ✓ 健康診断の結果
- ✓ 診療・調剤情報
- ✓ 犯罪歴
- ✓ 犯罪により害を被った事
- ✓ 障がいがあること

5 事故事例 【離設】

利用者が離設。送迎の乗車時に点呼をとると、利用者がフロアに居ないことに気づいた。
搜索をしたところ、自宅へ向かい歩いている利用者を発見。

- 原因分析：ドアが閉まっていなかった。
人の出入りもあり、利用者が外に出てしまったことに気がつかなかった。
- 再発防止策：送迎時に乗車する全利用者を誘導するのではなく、確認をしながら分けて誘導する。玄関を利用する際は、ドアが閉まるまで確認をする。

5 事故事例 【転倒】

入浴後、脱衣所で利用者が着脱動作をした際に、転倒をしかけたが支えきることができず、職員とともに転倒。受診先で骨折が発覚し、手術及び入院となった。

- 原因分析：脱衣所の床が濡れており、滑りやすい状況であった。こだわりが強く、介助を待たずに自分で着脱をしてしまった。
- 再発防止策：脱衣所は常にこまめに拭いて、濡れていないかの確認をする。動作時に声掛けを行い、もしバランスを崩してしまっても支えることができる状態を整える、注意喚起及び周知をする。



5 注意事例 【送迎】

送迎時の安全対策に関して。
運転手 1 人での対応をする場合もあるが、1人対応での
利用者の安全性が懸念される。

◎運営基準上では、送迎人員に関するものは定められてはいないが、
安全面に関しては適切に対応をしていく必要がある。

◎利用者の状態に応じた安全配慮も求められるため、送迎の順番を工夫するなどの安全確保ができるような配慮する。
事業所内での周知や安全性の検討を行う。



6 注意喚起

【交通ルール遵守のお願い】

- (1) 通行禁止場所通行許可、駐車禁止等除外標章等の必要申請を確実に行い、各事業所で確認をした上で、適切な使用を遵守願います。
- (2) 信号機のない横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、必ず横断歩道の手前で一旦停止をするようにお願いいたします。
- (3) 法定速度を守り、歩行者優先の優しい運転を心がけてください。



6 予告

事故報告の提出方法が変わります。

現在：郵送又は、窓口



令和8年4月（予定）：オンライン申請



受講報告フォームの提出をお願いします

受講報告フォームの提出をもって、
集団指導への出席を確認します。

報告フォームはオンラインにて
については下記URL又はQRコードから
ご申請ください。

<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/4418>



本日はお忙しい中ご参加いただきまして
誠にありがとうございました。

